

我が国周辺海域等を取り巻く情勢を踏まえた海洋の安全保障に係る海洋政策を検討するプロジェクトチーム (PT) 中間報告

1. 本PTの目的・趣旨

平成30年5月に第3期海洋基本計画が閣議決定されて以降、我が国の領海や排他的経済水域を含め我が国周辺海域を取り巻く情勢はより一層厳しさを増し、我が国の海洋に関する国益はこれまでになく深刻な脅威・リスクにさらされている状況にある。

例えば、周辺海域への進出の動きを強めている中国は、平成30年7月にそれまで国务院の指揮を受けていた中国海警局（海警）を中央軍事委員会の一元的な指導・指揮を受ける武警の隷下に編入し、海軍出身者を主要ポストに補職し、海軍の退役駆逐艦やフリゲートが海警に引き渡される等、組織・人事面や装備面等で軍と海警の連携を強化している。令和3年2月には、曖昧な適用海域や武器使用権限等、国際法との整合性の観点から問題がある規定を含んでいる中国海警法が施行された。尖閣諸島周辺海域における中国海警船の行動の活発化・大型化も続いている。また、中国が軍事拠点化を進めている南シナ海でも、中国軍の艦船や航空機が活動を活発化させており、特に南シナ海沿岸国や我が国のシーレーンへの影響が懸念されている。

加えて、日本海大和堆周辺水域における外国漁船等による違法操業は継続しており、日本漁船の安全操業の確保が急務となっているほか、我が国管轄海域内における外国海洋調査船による我が国の同意を得ない調査活動等が認められている。

本PTでは、このような我が国周辺海域等を取り巻く情勢の中で、海洋における秩序の維持や海上輸送等の安全の確保が不可欠であることに鑑み、「海洋の安全の確保」に焦点をあてた検討を行うこととした。なお、ここでいう「海洋の安全の確保」は、海洋基本法第21条において基本的施策の1つとして位置付けられているが、その施策は、第3期海洋基本計画において、「海洋の安全保障」に係る施策として整理されている。さらに、同計画では、我が国の海洋の安全保障上、念頭に置くべきものとして、次の3つの方向性が規定されている。

- ア 我が国の領海等における国益の確保
- イ 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
- ウ 海洋利用の自由の確保のための国際的な海洋秩序の強化

この中から、我が国周辺海域等を取り巻く脅威・リスクなどを踏まえて検討すべきものとして、2つの観点から検討課題を選定した。

1つめの観点は、我が国周辺海域の安全の確保である。この観点は、上記の3つの方向性のうち「我が国の領海等における国益の確保」に包含されるものである。「我が国の領海等における国益の確保」は、海洋由来の自然災害への対応も含む広い概念であるが、中国の海洋進出等への対応にも関係する施策として、海上法執行能力の強化および海洋状況把握（MDA）の能力強化（海洋の安全保障に係るもの）を取り上げた。

2つめの観点は、海上物流の安定の確保である。この観点は、上記の3つの方向性のうち「我が国の重要なシーレーンの安定的な利用の確保」に包含されるものである。南シナ海への中国による海洋進出等の情勢を踏まえ、南シナ海が航行困難となった場合の代替シーレーンを我が国の重要なシーレーンと捉え、その安定的な利用の確保を検討課題として取り上げる。なお、シーレーンの安定的利用の確保のためには、シーレーン沿岸国が法とルールが支配する海洋秩序の普遍的価値を共有することが不可欠である。この課題を検討する際には、上記の3つの方向性のうち

「海洋利用の自由の確保のための国際的な海洋秩序の強化」の視点にも留意することとした。

また、上記の課題を検討するにあたり、海洋政策全体にわたって関連する課題の中から、人材育成および経済安全保障の観点も踏まえて検討・議論することとした。

2. 主な検討テーマ

中国による東シナ海や南シナ海における一方的な現状変更等に関する情勢のレビューを行った後に、これらの情勢の変化を踏まえて次のテーマを検討する。

- (1) 我が国周辺海域における安全の確保（海上法執行能力の強化、MDA の能力強化等）
- (2) 海上物流の安定の確保（南シナ海が航行困難となった場合の代替シーレーンの安定確保等）

3. 現在の検討状況（令和4年2月2日現在）

これまでに4回の会合を実施（スケジュールは下記「5.」を参照）。第1回～第3回の会合では、上記「2. 主な検討テーマ」についてそれぞれ検討を行った。関連の各省発表を受けた議論の概要は次のとおり。

ア 第1回会合

- ・東シナ海及び南シナ海における中国の海洋進出等についてレビューを行った。
- ・MDA の能力強化に関しては「情報共有のプラットフォーム」の強化について議論を継続していく必要性について言及された。

イ 第2回会合

- ・法執行と軍事の両方の性格を有する中国海警局に対して、いかにして海上保安庁と自衛隊により警察権限で領海警備を全うするのかという問題意識から、領海警備に係る法制度や、両機関間における共同・連携体制などについて議論を行った。
- ・他方で、現状の戦略的な体制強化や政府全体での様々な取組を踏まえ、非軍事の警察機関として海上保安庁の体制強化を進めて行くことで、国際的な理解・連携が得られ、結果として安定に繋がるとの意見が出された。

ウ 第3回会合

- ・我が国の海上物流の安定確保に関して、南シナ海が航行困難となった場合の、代替航路及び食糧・エネルギー備蓄の状況を確認した。またシーレーン沿岸国への継続的な能力構築支援等を通じた国際連携・協力の更なる強化や、各省庁が連携した国際協力の全体像が分かる情報発信の検討、カーボンニュートラルを見据えた代替燃料の導入にリンクした検討の必要性が示された。

- ・北極海航路に関して、現時点では代替航路としての活用は経済合理性の観点から現実的ではないという意見が出された。一方、将来的な活用に向け、科学的な調査の必要性について言及があった。

エ 第4回会合

- ・過去3回の会合の議論を踏まえて、PT 報告書の内容の柱となる提言部分を構成する要素や、次期海洋基本計画の策定も見据えた PT 報告書の記載の方向性について、参加者間での議論を行った。
- ・指摘事項の他、参加者間で意見の異なる事項については、次回第5回会合において報告書の修正案として参加者に示し、引続き議論を行うことを確認した。

4. 人材育成について（参与会議全体において議論する事項）

我が国周辺海域を取り巻く情勢が一層厳しくなり、海上法執行機関の人材確保が喫緊の課題である一方で、安全保障の分野では外国人で代替することはできず、国内では少子化により若手人材の減少が進行しているため、人材の確保に苦慮しているという現状を確認した。人材確保は、海洋の安全保障の分野だけではなく、海洋業界全体でも喫緊の課題であることから、大学との人事交流も含め学生にそれぞれの海の仕事の魅力を知ってもらうこと、子供の頃から海に親しんでもらうこと、若者に海洋業界の将来ビジョンを示すことなど、海洋人材の裾野を拡げることが重要であるとの意見が出された。

5. 構成員

(1) 参与

杉本参与（主査）、尾形参与、兼原参与、水本参与、原田参与（第3回のみ）

（各回ごとに関心を持たれる参与の参加がある）

(2) 有識者

加茂 具樹 慶應義塾大学 総合政策学部長／教授

福本 出 株式会社石川製作所 常務取締役／東京研究所長（元海上自衛隊海将）

星 澄男 日本製鉄株式会社 顧問（元海上保安庁海上保安監）

(3) 関係府省庁

内閣官房、内閣府（総合海洋政策推進事務局）、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省等

6. スケジュール

(1) 第1回PT (令和3年10月29日 (金) 開催)

- ・本PTの目的・趣旨、PTの進め方について
- ・中国の海洋進出などのレビュー
- ・MDAの能力強化

(2) 第2回PT (同年11月26日 (金) 開催)

- ・海上法執行能力の強化

(3) 第3回PT (同年12月13日 (月) 開催)

- ・代替シーレーンの安定確保 (海上物流の安定確保、将来的な代替航路の可能性としての北極海航路)

(4) 第4回PT (令和4年1月24日 (月) 開催)

- ・第1回～第3回までの積み残しの整理
- ・中間取りまとめに向けた整理
- ・PT報告書の取りまとめに向けた議論

(5) 第5回PT (同年2月9日 (水) 開催予定)

- ・PT報告書の取りまとめ